

議案第16号

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和6年2月15日提出

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第 号

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年宇治市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

。

第24条中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える

。

(6) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第35条第1項中「運営規程等」を「重要事項」に改め、同条第2項中「、運営規程等」を「、重要事項」に「、同項」を「、前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条第2項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改

め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 第24条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第55条第1項中「、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「、身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第69条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第69条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電

話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的
に開催しなければならない。

第70条第2項第3号から第6号まで及び第8号中「に規定する」
を「の規定による」に改める。

第85条本文中「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
の管理者」を「共同生活住居の管理者」に改め、同条ただし書中「
、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該指
定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「、当該共同生活住
居」に改める。

第89条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の
次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定
に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の各号に掲げる
要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない

。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が
相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診
療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保し
ていること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回
以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の
対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介
護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行つた市町
村長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予
防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律
第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関
（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で
、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染

症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第91条第2項第2号から第5号まで及び第7号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第92条前段中「第68条」を「第69条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間における改正後の宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第35条第3項(新条例第71条及び第92条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。
(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)
- 3 施行日から令和7年3月31日までの間における新条例第55条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあ

るのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間における新条例第69条の2（新条例第92条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第69条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（提案理由）

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。